

## 訳官使考

池内 敏

### はじめに

訳官使（韓国人研究者は問慰行と呼ぶ）は、一七一―一九世紀に朝鮮王朝から日本（二例を除き、すべて対馬府中まで）に派遣された倭学訳官（原則は堂上訳官・堂下訳官ひとりずつの計二名）を正使とする外交使節団である。使節団は六〇―一〇〇人程度で構成され、江戸時代を通じて六〇回近く派遣された【表1】。

訳官使については既に少なからぬ先行研究が積み重ねられてきた。先鞭をつけた「洪性徳」以来、韓国では朝鮮側史料を用いながら分析が重ねられてきた。一方、日本では訳官使密貿易「田代和生」への関心のほか、訳官使を総体として分析した「大場生与」がある。大場の仕事は各種の対馬藩政資料を丁寧<sup>1</sup>に追跡した労作で、現時点で訳官使の全容を把握する上でたいへん良い参考となる。ところで大韓民国国史編纂委員会（以下、国編と略す）所蔵の対馬島宗家史料中には訳官使に関わる一件記録（訳官記録）が膨大に伝来するが、大場はこれら訳官記録を用いていないから、それらを活用することで大場が十分に明らかにし得なかつ

たことを多少なりとも補いうる。そして近年、韓国人研究者のなかに国編の訳官記録を用いた研究がいくつも見られるようになってきた【李尚奎】「尹裕淑」。

さて、豊臣秀吉の朝鮮侵略によって日朝関係は一六世紀末に断絶した。その国交修復を急ぐあまりに対馬藩は不正を行い（国書改ざん事件）、イレギュラーな状態は対馬藩の御家騒動（柳川一件）を経て克服された（一六三五年）。同年、朝鮮から訳官使が派遣され、以酏庵輪番制も始まった。一六三六年、通信使が江戸に到り、徳川將軍の外交称号「日本国大君」が登場した。先行研究では、これ以後、江戸幕府の主導性と管理の行き届いた朝鮮外交が新たに始まったとみなしてきた。したがって、以酏庵輪番制こそは、朝鮮外交における対馬藩の恣意性を掣肘するための江戸幕府外交機構としてこれまで評価されてきた。

これに対して筆者は近年、以酏庵輪番制の歴史的評価を再検討する作業を行ってきた【池内敏二〇〇八、一二、一三三】。とりわけ「一六三〇年代に日朝外交が刷新され、以酏庵輪番制もその流れのなかで始まった」といういわば理念的な枠組みに従属させて

【表1】 訳官使一覽表

整理 番号	対馬府中到着(宿所)	派遣名目	人数
1	寛永7年(1630)庚午正月2日	義成帰州の祝賀(太守帰州祝賀の最初)	
2	寛永8年(1631)辛未	公木不支給の説明	
3	寛永9年(1632)壬申8月20日(太平寺)	台徳院薨去の弔意	
4	寛永12年(1635)乙亥3月晦日、江戸到着	4月20日、馬上才実施	
5	寛永13年(1636)丙子2月18日(醴泉院)	柳川一件裁決祝賀	
6	寛永17年(1640)庚辰4月6日(太平寺)	義真降誕・義成帰州の祝賀(太守嗣子降誕祝賀の最初)	
7	正保3年(1646)丙戌12月16日	義成帰州の祝賀	
8	慶安4年(1651)辛卯3月16日以後(太平寺)	前年の朝鮮国王薨去の弔意、新国王即位祝賀への返礼	63人
9	承応元年(1652)壬辰12月28日(醴泉院)	大猷院薨去の弔意	
10	承応3年(1654)甲午12月晦日(醴泉院)	義成帰州の祝賀	67人
11	明暦2年(1656)丙申5月28日(修善庵)	義成帰州の祝賀	
12	万治2年(1659)己亥5月5日(早川新石衛門宅)	硫黄送付の謝意、義真襲爵祝賀、光雲院の弔意	65人
13	万治3年(1660)庚子11月1日(使者屋)	義真帰州の祝賀	66人
14	寛文3年(1663)癸卯2月29日(長寿院)	義真帰州の祝賀	72人
15	寛文4年(1664)甲辰11月22日(西山寺)	義真帰州・彦満公降誕の祝賀	72人
16	寛文6年(1666)丙午10月9日(光清寺)	義真帰州の祝賀	70人
17	寛文12年(1672)壬子10月9日(使者屋)	義真帰州の祝賀	70(76)人
18	延宝3年(1675)乙卯10月27日(使者屋)	義真帰州の祝賀	76人
19	延宝6年(1678)戊午11月18日(使者屋)	義真帰州・義倫將軍拜謁の祝賀	99人
20	延宝9年(1681)辛酉正月10日(使者屋)	厳有院薨去の弔意、義真帰州の祝賀	91人
21	天和元年(1681)辛酉10月2日(使者屋)	義真帰州の祝賀、朝鮮通信使来聘の議	87人
22	天和4年(1684)甲子正月18日(使者屋)	徳松君薨去の弔意、義真朝鮮通信使先導への謝意	90人
23	元禄2年(1689)己巳11月13日(使者屋)	義真帰州の祝賀	90人
24	元禄6年(1683)癸酉12月3日(使者屋)	義倫世襲・帰州の賀、義真退休の賀	99(177)人
25	元禄9年(1686)丙子10月7日(使者屋)	義真通交再掌の賀、義倫卒去の弔意	98(110)人
26	元禄16年(1703)癸未 渡海中に破船(全員溺死)	新太守義方世襲の賀、義真捐館の弔意	108(112)人
27	宝永元年(1704)甲申11月22日(使者屋)	義方帰州の賀	98人
28	宝永3年(1706)丙戌12月24日	建儲の賀	98人
29	宝永5年(1708)戊子12月25日	立嫡の慶賀	87人

30	宝永7年(1710)庚寅正月19日	常憲院逝去の弔意、朝鮮通信使来聘の儀兼帯	88人
31	正徳3年(1713)癸巳8月1日	文昭院逝去の弔意	80人
32	享保2年(1717)丁酉年2月19日	有章院逝去の弔意	75人
33	享保3年(1718)戊戌10月28日	講定信使節目、回棹、立胤慶賀	98人
34	享保6年(1721)辛丑6月18日	方誠継爵の祝賀、大衍院捐館の弔意	65人
35	享保11年(1726)丙午7月25日	家重建儲の祝賀、弥一立胤の祝賀、回棹	67人(うち2人は医員)
36	享保19年(1734)甲寅正月18日	義如襲封・方熙退休の賀	65人+19人自供
37	元文3年(1738)戊午9月5日	国孫竹千代降誕の祝賀	65人+10人自供
38	延享4年(1747)丁卯5月16日	有徳大君遜位・義如回州の祝賀	65人+22人自供
39	宝暦3年(1753)癸酉正月6日	有徳院死去の弔	65人+22人自供
40	宝暦4年(1754)甲戌7月14日	義蕃襲封の賀、義如死去の弔	65人+14人自供
41	宝暦12年(1752)壬午正月9日	惇信院死去の弔、義蕃回州の賀	65人+9人自供
42	明和3年(1766)丙戌 渡海中に破船(生存10名)	家基儲君降誕・義暢襲封・義蕃退休の賀	95人
43	明和5年(1768)戊子5月3日	明和3年の名目再掲	113人
44	安永9年(1780)庚子11月27日	家基儲君死去の弔、義功襲封の賀、義暢死去の弔	111人
45	天明3年(1783)癸卯7月9日	徳川公儲君の賀	65人+5人自供
46	天明7年(1787)丁未12月25日	淡明院死去の弔	65人+3人自供
47	寛政8年(1796)丙辰8月29日	孝順儲君死去の弔、家慶儲君・義功回棹の賀	111人+2人自供
48	文化6年(1809)己巳7月5日	信使易地講定、義功回棹の賀	135人
49	文政元年(1818)戊寅4月26日	玉樹国孫死去の弔、義質襲封・回棹の賀	111人+3人自供
50	文政5年(1822)壬午8月25日	我州胤子誕生の賀	65人+8人(うち5人自供)
51	文政12年(1829)己丑4月28日	家祥君降誕・義質回棹の賀	65人+9人(うち4人自供)
52	天保9年(1838)戊戌8月14日	家齊大君遜位・義質回棹・胤子義章還旆の賀	65人+9人(うち6人自供)
53	天保12年(1841)辛丑5月9日	義章襲封・回棹の賀、義質死去の弔	65人+8人(うち4人自供)
54	天保14年(1843)癸卯8月6日	文恭院大君死去の弔、義和襲封・回棹の賀、義章死去の弔	111人+9人(うち5人自供)
55	安政2年(1845)乙卯5月4日	慎徳大君死去の弔、義和回棹の賀	65人+6人(うち2人自供)
56	安政5年(1848)戊午6月16日	義和嫡子の賀	
57	万延元年(1860)庚申8月29日	家定逝去の弔、家茂襲職の賀	
58	慶応2年(1866)	実現せず	

〔典拠〕1～55は、『信使訳官度数記』『国編六五〇一』による。1～27については『訳官渡数并人数船数記録』『国編一四八三』を参照し、渡海人数等の違いを示した。56、57は、大場生与修論・表1「近世訳官使二覧表」による。なお、備考欄にある「自供」は、対馬藩による接待を不要とするものである。

以酌庵輪番制の歴史的評価をするのではなく職務実態の分析に即して評価をすべきとの立場から、以酌庵輪番制における職務実態の分析を外交文書作成過程について検討してきた。本稿は、そうした以酌庵輪番制の職務実態を検討する作業の一環であると同時に、以酌庵輪番制の視点に立つことで訳官使の歴史的評価を検討してみようと考えたものである。

まず、対馬藩側にとって、訳官使に以酌庵輪番僧が不可欠の要素であったことを次の史料で提示しておきたい。大御所徳川吉宗の死去に対する弔意の訳官使派遣について、江戸幕府の承認を得る手順を対馬藩国元家老・江戸家老両者で検討する書翰が集められた記録がある。それら書翰のあいまに以下の箇条が挿入されるから、これは家老レベルでの訳官使にかかわる了解事項と思われる。

#### 【史料一】

○朝鮮国より対州江訳官罷渡対話仕候節者、対馬守儀官服致着  
 対面仕、尤五山輪番之和尚御立会訳官持渡候書翰相請取、訳  
 官江相従ヒ罷渡候朝鮮人一統順々ニ対馬守江拜礼仕候、饗応  
 之節、公儀御吉事又ハ対馬守自分為祝詞罷渡候節者能致興行  
 候、饗応之式、信使来聘之節上々官江致饗応候格ニ而、以上  
 三度饗応仕候、

(宝暦二年『吉宗様大吊訳官記録』〔国編一五四二〕)

これまで一般に、訳官使は朝鮮王朝と対馬藩宗家とのあいだで完結する「私的な」使者であるかのごとく理解されてきた。それゆえに江戸時代の日朝外交を論じるに際して、朝鮮通信使が言及されながら訳官使が等閑に付されてきたのである。しかしながら【史料一】傍線部分に見るように、訳官使の持参した外交文書は必ず以酌庵僧立ち会いの下で受けとることとされており、宗氏が勝手に(つまり私的に)受けとるわけではないことが強調されている。さて、訳官使において以酌庵輪番僧の存在はいかなる意味で不可欠の存在であったか、そのことを介して訳官使をいかように評価すべきか、以下、順を追って論じてゆきたい。

#### 一 訳官使接待の五つの儀礼

海路を経て対馬府中に到着した訳官使一行は、あてがわれた宿舎【表一】参照)で一ヶ月から三ヶ月(場合によってはもっと長期)を過ごし、その期間中に様々な行事が行われた。なかには対馬藩家老や以酌庵僧が訳官使宿舎を訪問して慰労したり、近隣寺院への参詣などの気晴らしなどもあったが、節目節目に順を追って行われる重要な公式行事が五つある。(a)茶礼、(b)萬松院宴席、(c)中宴席、(d)以酌庵宴席、(e)出宴席、である。(a)(c)(e)は対馬藩邸(金石城)で行われ、(b)は金石城近くに所在する対馬藩宗家の菩提寺萬松院および廟所で、

(d) は以酏庵で行われた。これら五つの公式行事については、既に「大場生与」が具体的な儀式進行状況を含めて子細に述べており、以酏庵僧の関与についても述べているが、必ずしも以酏庵僧の視点から眺めるといふ観点ではない。そこで、まずそれぞれの儀式次第について、以酏庵僧の関与に留意しながら史料を掲げて眺めることとしたい。

宝暦四年（一七五四）〜寛政八年（一七九六）ころの時期に對馬藩朝鮮方が訳官使に関わる手順を一八項目に整理した『訳官定例』〔国編一五四七〕なる史料がある。そこに記載された儀式次第と個別事例いくつかとを見比べながら述べることにする。

(a) 茶礼

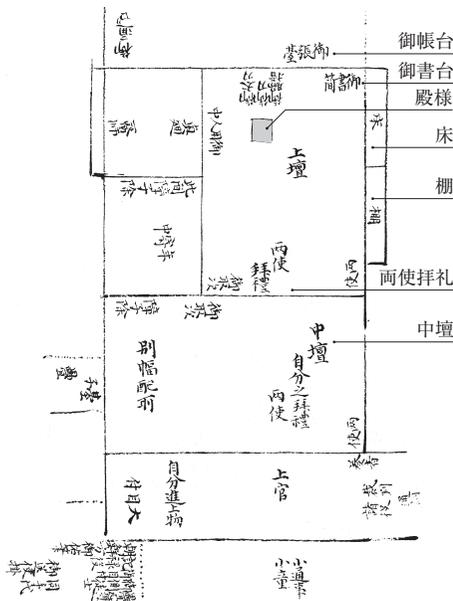
茶礼は「礼曹参議からの書翰・別幅、訳官からの進上物を藩主に奉呈する儀式である。御屋敷（棧原城、棧原城築城前は金石城）において行われた」〔大場生与、二八頁〕と整理され、對馬府中へ到着した訳官使が初めて登城して行う儀礼である。未上刻（午後一時ころ）に登城して戌ノ刻（午後七〜八時頃）に下城する（寛文四年（一六六四）〔国編一四八七〕とか巳後刻（午前一時過ぎ）に登城して申ノ後刻（午後四時ころ）に下城する（寛文一二年（一六七二）〔国編一四八八〕など、おおよそ半日から一日を使つての儀礼となる。以酏庵僧は、必ず訳官使より前に登城を済ませ、御書院で待機する。登城した訳官使一行は身分ごと

訳官使考（池内）

に待機場所が異なり、両使は棕櫚間に控えて多葉粉・薄茶の接待を受けながら儀式の開始を待つ〔図1・2〕。上官は扇之間、小童・小通事はその東の縁側で、中官・下官は庭で控える。

對馬藩主が直垂御風折姿で御広間上檀に現れると、両使が棕櫚之間から誘われて御広間下檀・中檀へと進み、朝鮮礼曹から對馬藩主に宛てた書翰（〔表2〕参照）を藩主の前に提出する。礼曹書翰は藩主のやや左後ろにあたる床の北側・御帳台の下に置かれる。堂上訳官が今回の使節派遣について口上を述べ、藩主は「遠方太儀」と応答し、訳官使はいったん棕櫚之間に下がる。

再び御広間中檀に招かれた両使は藩主に向かって拝礼を行い、



【図1】 大広間図



つまり、訳官使が持参した朝鮮礼曹からの外交文書は未開封のまま御広間から御書院へ持ってこられ、それまで待機し続けていた以酌庵僧が藩主面前で開封する。そして、以酌庵僧は、漢文で書かれた文書の内容をその場で藩主に講釈する。藩主が座を離れると、ひきつづき御書院で以酌庵僧には二汁七菜の料理が振る舞われる。その間、訳官両使は棕櫚之間で服を着替え、訳官一行の身分ごとに異なる場所で料理を振る舞われる。

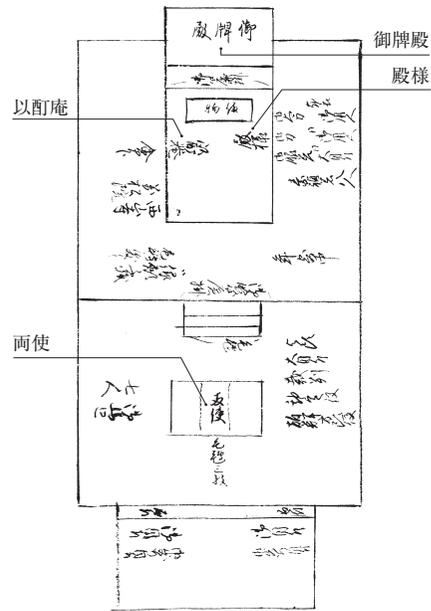
料理を終えた以酌庵僧・訳官使は御広間中檀へ出て、初めて対面をする。通詞を介して挨拶を交わしたのち、以酌庵僧・西山寺と堂上・堂下両訳官のあいだで盃が交わされる。その後、以酌庵僧は御書院へ下がり、両使は棕櫚之間に下がり、やがて下城となる。

(b) 萬松院宴席

萬松院境内に設けられた東照宮への拝礼、宗家歴代の廟所と位牌に対する拝礼を行いながら「大場生与、二八一三二頁」、宴席が設けられる。

この場合も、訳官使より先に以酌庵僧が萬松院へ出かけ、神福寺で西山寺・清書役らとともに待機する。寛文四年（一六六四）には午ノ刻（正午前後）から参拝が始まっている「国編一四八七」。両使が萬松院表門に到着すると、以酌庵僧は神福寺を出て先に萬松院本堂へ赴き、本堂の「南之方、北向ニ御立被成」て待機する。ついで藩主が本堂へ到着し、以酌庵僧の真向かい（北

訳官使考（池内）



【図3】 萬松院拝礼図

之方、南向ニ）に立つ。そこへ両使がやってきて、拜殿中央あたりの毛氈を敷いたところで四度半の拝礼を行う【図3】<sup>4</sup>。その後、萬松院本堂の拝殿から外出し廟所（御霊屋）へ向かう。両使は宗家歴代の廟に二度半の拝礼を済ませると、ふたたび萬松院へ戻る。そこで、煮餅・酒肴などが振る舞われる宴となる。その際、以酌庵僧、萬松院、長寿院らは北ノ方に座を占め、両使は南座を宛がわれた。饗応が終わり次第に両使帰館となる。

(c) 中宴席

「訳官の藩主への拝礼と進上物奉呈の儀式である。（中略）拝礼の後、その時々外交問題が話し合われた。（中略）能や狂言な

どが催されることも多い」「大場生与、二九頁」。このように整理される中宴席を、寛文四年(一六六四)の事例で見ても「国編一四八七」。

巳刻(午前一〇時ころ) 訳官使が登城し、藩主に拝礼ののち御広間で踊見物をした。この日、町人踊りを仰せ付けられたとする記事があるから、町人踊りは庭か城外で行われ、訳官使たちは大広間から屋外で繰り広げられた踊りを見物したものと思われる。踊りが終わると黒書院で料理と御茶が振る舞われたが、この間、藩主は大広間から席を外し、別の場所から踊り見物をし、振舞にも同席しない。

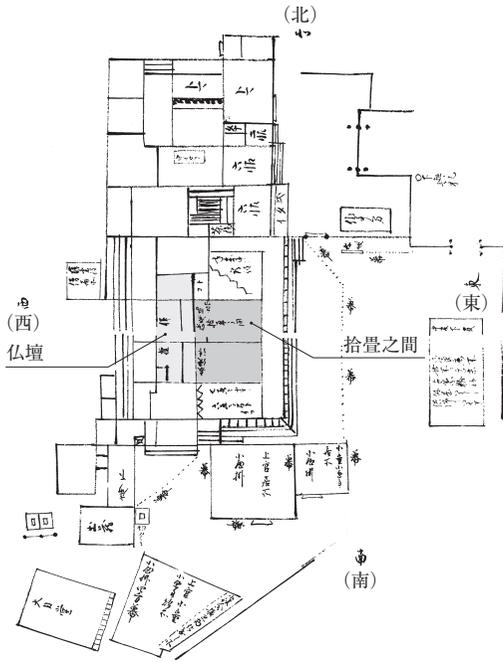
茶振舞が終わると藩主が再び大広間に現れる。その場で訳官使とのあいだで対話がなされることもあるが、次第に場を移しての対話となり、家老が両使と対話をするようになる。それは単なる対話ではなく、情報収集であり折衝・交渉の類であった。寛文一二年(一六七二)には藩主は両使に「北京の様子、都の様子」を尋ねている「国編一四八八」し、元文三年(一七三三)の場合には「人參」「堂供送使」についての交渉がなされている「国編一五三三」。延宝三年(一六七五)には藩主拝礼ののちに能興行が行われ、まず三番まで終わったところで料理が出され、料理の準備が整うまでの休息時間に家老が「倭館(新館)についての申し入れ」を行っている。料理ののち再び能が継続され、五番まで終わると御茶振舞のために両使は次の間に退く。そこへ藩主が現れ

て「唐兵乱につき書簡」を渡してもいる。<sup>(5)</sup> 中宴席に際してなされた「対話」は、史料上ではやがて「御用向」と記されるようになり、場合によっては「此節、御用向之義も余り無之候」ということもあった(寛延四年(一七五二)「国編一五三六」)。「御用向」は中宴席が催される日より前に、あらかじめ訳官使側に文書と通詞を介して話題が伝達され、それを踏まえて中宴席当日に家老と両使のあいだで対話がなされるようになる。

さて、中宴席と以酏庵僧との関わりについて、『訳官定例』には「○先格、以酏和尚ハ御出無之也」と簡略に記す。訳官使記録のどの個別事例を眺めても、中宴席に以酏庵僧が参加した跡は見いだせない。

#### (d) 以酏庵宴席

「寿牌(朝鮮国王殿牌)への拝礼の儀式である。以酏庵において行われた。藩主は臨席しなかった」「大場生与、二九頁」。この宴席のために、以酏庵の仏殿では「本尊・位牌等、悉く除之、赤地之金欄二而段を張詰、三段之内、中之段ニ寿牌立之」て準備をした。黒塗りの寿牌には朱色で「朝鮮国王殿下萬々歳」と書かれ、寿牌の前には様々な飾物が供えられた(『訳官定例』以酏庵宴席之式)。享保一七年(一七三二)には、もともと日吉にあった以酏庵が焼失したため、以酏庵は西山寺に移転することとなった。寿牌は享保一十九年に作り直されたというから、以酏庵宴席は



【図4】 以酌庵宴席

場所を移してのちも以前と変わらずに続けられた。訳官両使は朝鮮国王寿牌に対して四度半の拝礼を行ったが、その際に以酌庵僧は拝礼場所の北側に立ち、以酌庵僧に従事する会下僧・書役僧は以酌庵僧の後ろに立ち並んだ【図4】。また対馬藩役人(与頭・大目付・裁判・勘定役・朝鮮方頭役)は以酌庵僧の左右に立ち並び、家老は別間に控えた。また拝礼を済ませた両使は、和尚と対座する格好で南側に座を占めた。

その後、上官、小童・小通事の順に四度半の拝礼を行い(中官・下官は拝礼を行わないことが多い)、それらが済むと両使は

着替えをし、改めて宴席が始められる。宴席では以酌庵僧と堂上訳官が向かい合い、西山寺と堂下訳官が向き合って着座した。この場合も以酌庵僧・西山寺が「北之方」に座を占め、三汁九菜の料理が準備された。その後、盃事が行われて宴を終える。以酌庵宴の開始時刻も概ね昼ころのようである。

#### (e) 出宴席

訳官使一行が対馬府中を出て帰国する前に藩邸(城)で行われる宴で、以酌庵僧も振舞の相伴をするが、藩主は臨席しない。これも昼ころから始まる。寛文四年(一六六四)・同一二年には、料理・御茶のあと家老から訳官に対して「被仰渡」があったが、その際には以酌庵僧は席を外した「国編一四八七、八八」。ただし、寛文一二年の出宴席では倭館移転に関する真文(漢文)書翰が家老から訳官に手渡されたが、このときは以酌庵僧は同席している。その一方で、延宝三年(一六七五)の出宴席に際して倭館移転に関する真文の申し入れ書が訳官側に手渡された際は少し様子が異なっている。このとき以酌庵僧は真文書翰の作成にも関与せず、また手渡す席からも外されているからである。

なお、出宴席は次第に行われなくなつてゆき、下行(食糧の現物支給)で代行されるようになる。

さて、これまで見てきた五つの儀礼のほか、中宴席と以酌庵宴

席のあいだの時期に、以酩庵僧は朝鮮礼曹あて返書を作成する任務が与えられる。ほかの外交文書作成時と同様に、和文章案を対馬藩側が準備し、それを以酩庵で漢文に直し、清書役によって文書作成を仕上げるというものである。これは、日常的に以酩庵に期待された役割に準じたものとみても良いだろう。

さて、五つの儀礼のうち、(a) 茶礼では、訳官使がもたらした朝鮮礼曹書翰を藩主の面前で開封し、講釈するという重要な役割が以酩庵僧に与えられた。また、茶礼進行の全体の中では後半になってから、しかも主たる宴席が終わってからのちに御広間へ進むわけだから、やや軽んじられた感が拭いきれないが、訳官両使と対面するという役割も与えられた。(b) 萬松院宴席では、訳官使たちが徳川將軍位牌や対馬藩宗家歴代の位牌および廟所への拝礼に以酩庵僧が立ち会った。萬松院本堂の位牌前での立ち位置に注目すれば【図3】、藩主と向き合いながら訳官両使に対応するという重要な役回りが与えられていると見て良い。それは、拝礼後の宴席に際して以酩庵僧が北側に座して訳官使を遇したことで、盃事に際して以酩庵僧は堂上訳官と対応したこと等についても同様である。また、(d) 以酩庵宴席では、一見すると以酩庵僧が宴席の主催者であるか如く見える。また、訳官両使の朝鮮國王寿牌への拝礼時には以酩庵僧は北側に立ち、宴席時の配置も萬松院宴席と同様な配置が見てとれる。

一方で、(c) 中宴席には以酩庵僧が招かれることもなく、こ

の宴席時に対馬藩と訳官使とのあいだで「重要な対話」がなされたにも関わらず、以酩庵僧はそうした場から全く排除されていたこととなる。そして、そうした以酩庵僧に対する排除は、(e) 出宴席にも感じ取ることができた。総じて五つの儀礼のうち、(b) 萬松院宴席、(d) 以酩庵宴席では以酩庵僧は重要な役回りを与えられる一方で、(c) 中宴席、(e) 出宴席では核心部分で排除されたし、(a) 茶礼でもやや軽んじられた扱いであった。

## 二 幕府と訳官使

### (1) 訳官使を見る視点

訳官使の派遣名目は、【表1】【表2】に見るとおり、はじめのうち藩主帰国祝賀とするものが圧倒的に多かったが、やがて徳川將軍家慶弔事の頻度が高くなってくる。もちろん藩主帰国祝賀が名目から消えることは無いが、比率としても回数としても徳川將軍家慶弔事の方が増えてくる。【表2】は仮に三〇年ごとに区分して訳官使派遣名目の多寡を示した表だが、上位三期までと四期以降とで、いくつもの指標で違いが明瞭である。

たとえば訳官派遣数は、一七一九年までの合計が三二件なのに対して、その後の合計が二三件であるから、一八世紀以後の訳官使派遣数が漸減している<sup>6)</sup>と言える。また派遣名目の場合、藩主帰国とするものが一七一九年までの合計一八件に対して、その後の

合計が一・二件であり、これも漸減傾向である。一方、宗家慶事・弔事および徳川將軍家弔事を名目とするものはほぼ同数か漸増傾向と言え、徳川將軍家慶事の場合は極端な増加と言える。

こうした訳官使派遣名目の変化について、大場はたいへん興味深い指摘をしている。すなわち、「このころから（享保一一年（一七二六）の訳官使派遣のころから―引用者注）將軍襲職以外の幕府への慶賀も訳官使が行うようになっていく。明確な取り決めはなかったが、通信使は將軍襲職の慶賀のために派遣される使節となり、將軍襲職以外の幕府への慶賀は訳官使が兼るようになるのである」〔大場生与、一・一六頁〕、「幕末に至っては家茂の將軍襲職の慶賀までも訳官使が行っている」〔同前一一九頁〕というものであり、朝鮮通信使と訳官使の相互補完が視野に入った重要な指摘である。

しかしながら残念なことに、大場の視線は対馬藩の財政窮乏へと転じてしまう。曰く、「安永八年以降十四回の訳官使派遣があり、その内十回は幕府から援助を受けている」〔同前一二〇頁〕、「幕府に対する援助願いの理由のなかに訳官使が見られるのは明和四年（一七六七）からである」〔同前一二二頁〕、「訳官使の接待費用をメインにした援助願いは、安永八年六月に始まる」〔同前一二四頁〕、といったようである。

その結果、大場は訳官使と対馬藩との関係を以下のように総括することになる。

訳官使考（池内）

宗氏は、訳官使渡海という朝鮮との私的な結びつきを幕府に報告することによって自らの地位を不動のものとし、訳官使の派遣目的に將軍家の慶弔用件を付け加えることによって、訳官使の重要性を幕府に認識させるとともに外交代行の実も得たのである。そして、そのことによって幕府から援助を引き出すことさえ可能になった。〔大場生与、一・三八頁〕

ところで大場は、訳官使の滞在中、儀礼の節目節目に対馬藩国元から江戸幕府老中に宛てて報告がなされている事実を指摘している。大場はそうした報告の初見例を元禄二年（一六八九）〔同前一〇四頁〕としつつも、「その（訳官使が派遣されるようになった―引用者注）ごく初期から行われていたとみてよいのではないだろうか」と推測する〔同前一〇九頁〕。確かに寛文四年（一六六四）には幕閣に対する報告の事実を確認できる〔国編一四八七〕から初見は元禄二年ではない。「ごく初期」をどこまで遡らせるかは検討が必要だが、それは恐らくは柳川一件を経た一六三五年以後のことではなかったか。以下、こうしたことを念頭に置きながら、訳官使と幕府との関連について述べてゆきたい。

## （2）訳官使接待儀礼の始まり

まず宝暦元年（一七五一）閏六月一日付の対馬藩江戸家老あ

て国元家老書状を掲げよう「国編一五四一」。大御所徳川吉宗死去に際しての訳官使派遣をめぐる議論が記される。

### 【史料3】

\*頭書一

以別紙令啓上候、今般大御所様薨御ニ付朝鮮国江御告知之義段々申談、松浦賛治・阿比留太郎八了簡をも承候処、①権現様・台徳院様薨御ハ寛永十二年以前之事故御書簡控も無之、殊其時分迄ハ参判使杯と申御使者之格も相立不申節故旁先規相知不申候、就夫②近來元文二年竹千代様御誕生之儀参判使を以御告知被成候釣合等を以致了簡見候得者、大御所様御儀者公儀各別ニ被重御事故、③此度之儀参判使を以被仰知候方公儀御思召ニも御叶被成、上を被重候筋ニ可相成儀と申談候、依之人柄之義ハ其内相伺、先被仰出置候様ニいたし、其元より否④公儀御返答之趣被申越候節渡海被仰付候様ニ可致候、於御同意者何分被致作略、勿論公辺御時宜ニ応し御届書等節々相調被差出度存候、

一右ニ付從朝鮮国訳官を以御吊詞可申上儀と存、先規等相考さ七猶又申談候処、⑤渡海訳之義ハ寛永六年より相始り候事故、権現様薨御迄ハ訳使之渡海無之、台徳院様薨御之節寛永九年訳官韓僉知・崔判事を以御吊詞有之段、訳官度数記ニ相見申候、然者此節も御国迄以訳官御吊詞可被申上義と存、達

御聞候間、於御同意ハ從朝鮮国対州迄以訳使御吊詞申上候様彼国江可申遣哉之旨、御書付を以被相伺候様ニ被取斗、御返答之趣早々可被申越候、右御伺書被差出候節、先規書等可被差出候間、⑥寛永九年之例并吉凶之違ハ有之候得共、⑦元文二年竹千代様御誕生ニ付訳官を以御祝儀申上候例書も可被差出候哉、為御心得両例帳末書載差越候、將又去ル寅年大御所様御隠居之節も訳官を以御祝儀被申上候、何分其元時宜ニ可被任候、

一⑧右御伺相済、訳官御請被成候様ニとの御返答被仰出候段、爰元へ相達候ハ、早速朝鮮国へ御差図有之、領掌之旨申來候ハ、其上にて訳官御対面以後御参府被遊候様被相伺度存候、公儀御吉凶ニ付訳官渡海之節者御参府時節御延引之例正徳三年之訳官、元文二年竹千代様御誕生ニ付御祝儀之訳官來り候節も春御参勤を御延引、秋御上船ニ相成居候、⑨此節御逼迫甚御危急之時節、公儀御凶變ニ付而ハ被申越之通、其御地并爰元之御物入不輕義にて、何を以可被相償手段も無之処ニ、参判使・訳官等之御物入可被補存寄毛頭無之候得共、被对公義為差掛義且両国御誠信ニ関り候儀旁難被差置例も有之義故、彼是右之通申談、達御聞候上申進事ニ候、然者訳官御対面ニ付御参府御延引被遊、十月比御参府被成候様ニ相成候へハ、近例⑩半ヶ年之江戸御詰と相見、御在府之御物入過半輕ミ候積りも有之、訳官ニ付而ハ多クハ御引銀ニ相成候品も

有之、打合七候而ハ前後御物入も軽く可相濟、殊此節之差支  
 二而ハ仮令來春御參府前訊官御對話被遊候様ニ相成候而もと  
 ても御償不相成、來秋訊官渡海ニ相成候時、何を以ケ様と申  
 出書も悉皆無之義ニハ候得共、來秋と申候得者間も有之事  
 故、御差繰之節道も付キ可申哉と致評議、上ニも其節ニ付相  
 成候様被思召候御噂も御座候間、何分右之通相成候様ニ被仰  
 取度義と存候、彼是追々可申承候、恐惶謹言

閏六月十一日

俵 平磨

鈴木市之進

平田將監

氏江主水殿

古川大炊殿

多田監物殿

\*頭書<sup>2</sup>

猶以、元文二年參判使被仰付并渡海等之月日、為御心得帳末  
 二令書載候、將又先例書等被差出候ハ、御案文等之義ハ猶又  
 御吟味之上可然可被取斗候、為御心得信使訊官度教記之内  
 二ヶ条写、別紙差越之候、以上

右之御状、頭書を以及御返答候、以上

七月十七日

多田監物

古川大炊

訊官使考(池内)

氏江主水

平田將監殿

鈴木市之進殿

俵 平磨殿

(頭書<sup>1</sup>)

三ヶ条令承知候、朝鮮国へ御使者を以御告知并訊官御招被成候  
 御伺書、先例書之草案相認、兼而懇意之訊ニ而、<sup>①</sup>今十七日堀  
 田相模守様へ為御内見監物持參、御用人浅井八兵衛ニ掛合、御  
 紙面之趣を以委細申達候処、則右之御書付御内見被入候処、相  
 模守様御披見被成、<sup>②</sup>台徳院様薨御寛永年之事故公義之御記録  
 も不委候付、御吉凶之違ハ御座候得共<sup>③</sup>近例竹千代様御誕生之  
 節訊官御招被成候例書、始終委くヶ条書ニいたし監物名前にて  
 別紙相添御用番様へ差出候様ニとの義御座候、且訊官御對話之  
 上御參勤被成候義も内々申達候処、此義共ニ右之別紙ニ書載仕  
 差出置候様ニ御念比ニ被仰出候、近日御伺等夫々ニ相濟可申候  
 間、其節委曲ニ可申越候、

(頭書<sup>2</sup>)

令承知候、

右の史料から知りうるのは、第一に、大御所(徳川吉宗)死去  
 に際して朝鮮側から吊詞を述べる訊官使派遣を求めるか否かの発

議をするのは対馬藩側であり(③④⑪)、類例を幕閣に提示して判断を仰ぎ(①②)、幕閣の判断にしたがって訳官使派遣要請を行っていることである(④⑧)。そして、幕閣の判断材料は対馬藩側に委ねられていることは、老中堀田相模守の言に明瞭である。堀田は、対馬藩側が提示した徳川秀忠死去に関わる寛永年間については「公義之御記録も不委候(幕府の記録も詳しくは分からない)」から、もうひとつの先例(元文二年(一七三七))を援用すれば良いと述べるからである(⑫⑬)。

この場合、実は対馬藩側でも秀忠死去時の先例を詳細に所持していたわけではなく、近い事例として吉凶に違いのある元文二年の例を挙げていた(⑥⑦)。ここで【表一】を見比べながら考えると、たしかに「大御所」死去の先例は秀忠まで遡らないと無いの間に違いない。しかしながら、わざわざ吉凶相異にする事例を選ぶくらいなら、「將軍」死去の事例を探せば五つほど得られただけである。その限りでは、いささか対馬藩の恣意性が働いていると見なすことも可能だが、幕府の側にそれを凌駕するだけの先例の蓄積は皆無であった。何となれば、江戸時代を通じて江戸に朝鮮外交専門部局を置いたことは一度も無く、対馬藩こそが、朝鮮外交にかかわるアーカイブズ機能を果たしていたからである。

第二に、右の史料は次のように述べている。「今は対馬藩財政が逼迫しており、たいへん危険な状況にある(⑨)。そんなときに参判使を派遣し訳官使を迎えるなどは、さらに経費がかさむ

のであって、どこからどうやって費用を捻出すればよいのか見当もつかない」が、それら使節の往来は「公儀に依存しなければならぬしえないことでもあり(被対公義為差掛義)、かつ日本・朝鮮兩國の御誠信に関わることでもあるから」うち捨てておくわけにはいかない、と。ただし、訳官使を迎えてから参府することを認めてもらい、それにともなつて江戸滞在を半年に短縮してもらえれば、藩財政としても随分と支出が抑えられて助かるという(⑩)。

右史料が、大場が指摘する「訳官使の接待費用をメインにした援助願いは、安永八年六月に始まる」「同前一二四頁」という頃より少しだけ前の時期の史料であることに留意が必要かもしれないが、右史料では訳官使接待と藩財政逼迫とは切り離されて理解されている。訳官使は、あくまで政治的行為として理解すべきではなからうか。

そして右史料は第三に、訳官使の始まりを寛永六年(一六二九)と述べる(⑤)。これは、ほかの対馬藩政資料でも再々登場する認識でもあるから、この時点から訳官使が始まったとみるのが素直ではないか。恐らくは(a)茶礼、(c)中宴席、(e)出船宴の三つの儀礼は、それが初登城から別離に至る節目の宴として普遍的な内容をもつ以上、これらの宴席は最初の訳官使のころから始まったとみて良いのではなからうか。

### (3) 萬松院宴席と以酏庵宴席

(b) 萬松院宴席と (d) 以酏庵宴席の二つは、右の三つの宴席とは成り立ちがまるで異なっている。まず (b) 萬松院宴席から見てみよう。(b) 萬松院宴席が始まったのは承応元年(一六五二)のことらしい。先に引用した『訳官定例』には以下の記述がある。

#### 【史料4】

○萬松院宴席始り候事、承応元壬辰年大猷院様大吊訳官之節彼国従朝廷渡海、於対州請御差図萬松院ニ而拝礼仕候様ニと被申渡候段申出候付、則權現堂且公儀御宝殿江四度半之拝礼仕、畢而御先祖様江も拝礼仕候と壬辰年記録ニ有之、其以前訳官之節致吟味候処、萬松院にて拝礼之義不相見候得者、此時より肇り候事と相見江、其後訳官拝礼是迄致連続候、為考証記之置、

右史料によれば、承応元年より前の訳官使記録を調べてみても萬松院での拝礼を行った記録が見えず、承応元年の記録には見えないから、このときから始まったと判断できるといえる<sup>8)</sup>。現存する承応元年の訳官使記録『洪知事・韓判事渡海記録』〔国編五二二〇〕「承応二年正月六日条」には「今度萬松院ニ而御焼香被申付候ハ、東武之御吊礼延引申上候間、先殿様へ窺御意候而、対州ニ而

御焼香申上候様ニとの儀ニ而御座候」とあり、同一七日条に「於萬松院、知事・判事御振廻之事」に始まる萬松院での儀礼が記される。したがって、【史料4】の説明には根拠が認められるから、萬松院宴席は承応元年に始まったと確定して良い。そうした場合、【史料4】等の記載にしたがえば、萬松院宴席は公儀(幕府)への拝礼として始められ、それに付随して宗家歴代への拝礼が行われたことが明らかである。そして、その後継続された萬松院宴席に際しては、いつも東照宮拝礼が併せて実施された。

次に、(d) 以酏庵宴席について。その始期を記した史料はまだ行き当たらないが、恐らく【表1】整理番号5(寛永一三年(一六三六))以後のことではなかったか。

【表3】は『善隣通書』に収められた訳官使関連の外交文書一覽で編年順に配置してある。並べられたのは訳官使がもたらした朝鮮礼曹の書簡と、それら書簡に対する返書である。冒頭の五通は【表1】整理番号1に該当し、続く二通は整理番号2に、さらに続く三通は整理番号3に該当する。その次の二通は同様に整理番号4に対応するが、これ以後の往復書簡はそれ以前の一〇通とは性質を全く異にする。それは冒頭一〇通のなかには以酏庵僧規伯玄方あて(ないしは差出)の文書が計四通含まれるのに対し、一一通め以後のなかには以酏庵僧の名が一つも出てこないからである。これは、訳官使と以酏庵僧との関係が抜本的に変化したことを外交文書の上からも教えてくれる。輪番制導入前にあつて

【表3】 訳官使・対馬藩間の往復文書

礼曹参議李基祚	對馬州太守平公	崇禎2年12月	訳官邢僉知・崔判事持渡書
礼曹安時賢	對馬州桑林沙門玄方	崇禎2年12月	
礼曹佐郎安時賢	對馬州柳川平公	崇禎2年12月	
對馬州太守平義成	礼曹大人	寬永7年正月	訳官邢僉知・崔判事帰国返簡
對馬島桑林沙門玄方	東萊府大人	寬永7年正月	
礼曹参議吳翻	對馬州太守平公	崇禎4年7月	訳官崔判事・船判事持渡書
礼曹佐郎李元鎮	對馬州桑林山人玄方	崇禎4年7月	
礼曹参議李竣	對馬州太守	崇禎5年7月	訳官韓僉知・崔判事吊台徳君之薨去
礼曹参議李明傳	對馬州以酹庵桑林山人玄方	崇禎5年7月	
東萊府使洪壹	對馬州太守平公	崇禎5年7月	
礼曹参議金徳誠	對馬州平公	崇禎7年12月	訳官洪同知・崔判事率馬才来書
對馬州太守平義成	礼曹参議金公	乙亥5月	
礼曹参議趙緯韓	對馬州太守平公	崇禎9年正月	洪同知・姜判事来州賀訟明決太守帰旆+別幅
對馬州太守平義成	礼曹大人	丙子3月	+別幅
礼曹参議吳端	對馬州太守平公	崇禎13年2月	訳官洪同知・金判事賀彦滿降誕持渡書+別幅
對馬州太守平義成	礼曹大人	寬永17庚辰年4月	賀使洪同知・金判事返礼+別幅
礼曹参議李省身	對馬州太守平公	丙戌年10月	訳官李僉知・韓判事渡海賀太守帰旆
對馬州太守平義成	礼曹参議大人	正保3丙戌年12月	訳官李僉知・韓判事帰国返書+別幅
礼曹参判閔応亨	對馬州太守平公	辛卯年2月	訳官金李僉知・尹判事渡来謝去年即位之賀使并問慰
礼曹参議李之恒	對馬州太守平公	辛卯年2月	
礼曹参議金弘郁	對馬州太守平公	壬辰2年12月	
礼曹参議金弘郁	對馬州太守平公	壬辰11月	訳官洪同知・韓判事渡来吊大猷君薨去 問慰之書
對馬州太守平義成	礼曹大人	承応2年癸巳正月	訳官洪同知・韓判事帰国回礼吊礼
對馬州太守平義成	礼曹大人	承応2年癸巳正月	訳官洪同知・韓判事問慰之返礼
礼曹参議金尚	對馬州太守平公	甲午年11月	李僉知・朴判事来州賀太守帰旆+別幅
對馬州太守平義成	礼曹参議大人	承応4年乙未正月	
礼曹参議沈膺	對馬州太守平公	丙申5月	賀太守義真人国来書+別幅
礼曹参議沈膺	播磨州四品平公義真	丙申5月	+別幅
對馬州太守平義成	礼曹大人	明曆2年丙申6月	
播磨州四品平義真	礼曹大人	明曆2年丙申6月	
對馬州太守平義成	東萊釜山両令公	明曆2年丙申6月	
對馬州太守平義成	東萊釜山兩令公	明曆2年丙申7月	告訳官船破損書
東萊府使韓震琦	對馬州太守平公	丙申年8月	
礼曹参議李尚真	對馬州太守平公	己亥年4月	訳官洪同知・朴判事渡海謝硫黄之恩惠且述太守義真新襲世爵之賀+別幅
礼曹参議李尚真	對馬州太守平公	己亥年4月	訳官洪同知・朴判事渡海賀太守義真襲世爵+別幅
對馬州太守平義真	對馬州太守平公	己亥年4月	訳官洪同知・朴判事吊太守義成薨持来書+別幅
對馬州太守平義真	對馬州太守平公	己亥年4月	訳官洪同知・朴判事謝硫黄恩惠返簡+別幅
對馬州太守平義真	礼曹参議大人	万治2年己亥5月	

訊官使考(池内)

〔典故〕『善隣通書』二十至二十二(訊官問慰度教訊、訊官問慰往復并小序、訊官問慰往復)

對馬州太守平義真	禮曹參議大人	萬治2年己亥5月	賀襲世爵返書+別幅
對馬州太守平義真	禮曹參議大人	萬治2年己亥5月	吊慰返札+別幅
禮曹參議姜栢年	對馬州太守平公	庚子年9月	訊官金同知・韓正渡海賀太守義真帰州+別幅
東萊府使鄭泰齋	對馬州太守平公	庚子年10月	訊官金同知・韓正帰国返簡+別幅
對馬州太守平義真	東萊府使令公	萬治3年庚子12月	+別幅
禮曹參議安猷徵	對馬州太守平公	癸卯年正月	訊官金同知・李判事渡來賀太守還旆+別幅
對馬州太守平義真	禮曹大人	寬文3年癸卯3月	訊官金同知・李判事帰国返簡+別幅
禮曹參議南九萬	對馬州太守平公	甲辰年9月	訊官金同知・卜判事持來簡賀太守還旆+別幅
對馬州太守平義真	禮曹大人	寬文4年甲辰12月	訊官金同知・卜判事帰国返簡
禮曹參議李俊者	對馬州太守平公	丙午年9月	訊官金同知・崔判事帶來書+別幅
對馬州太守平義真	禮曹大人	寬文7年丁未正月	訊官金同知・崔判事帰国返札+別幅
禮曹參議金益爚	對馬州太守平公	壬子年6月	訊官金同知・鄭判事持來書+別幅
禮曹參議金益爚	對馬州太守平公	壬子年6月	訊官金同知・鄭判事持來別書
對馬州太守平義真	禮曹參議大人	寬文12年壬子11月	訊官金同知・鄭判事帰国返簡
對馬州太守平義真	禮曹參議大人	寬文12年壬子11月	答金同知・鄭判事持來別書
禮曹參議南天漢	對馬州太守平公	乙卯年8月	訊官韓僉知・金判事渡海賀太守帰州書
對馬州太守平義真	禮曹大人	延宝3年乙卯12月	訊官韓僉知・金判事帰国返簡
禮曹參議李沆	對馬州太守平公	延宝3年乙卯12月	訊官金知事・朴僉知・安判事持來書
對馬州太守平義真	禮曹參議大人	延宝6年戊午12月	訊官金知事・朴僉知・安判事持來返札
禮曹參議朴泰尚	對馬州太守平公	庚申年12月	訊官下僉知・李正渡海吊巖有君薨御+別幅
對馬州太守平義真	禮曹參議大人	延宝9年辛酉3月	訊官下僉知・李正渡海吊禮之回書 *吊礼回答無別幅例也
禮曹參議柳樞	對馬州对州平公	庚申年10月	問慰回書
對馬州太守平義真	禮曹參議大人	延宝9年辛酉2月	下僉知・韓判事賀太守帰州書+別幅
禮曹參議尹摺	對馬州太守平公	辛酉年8月	下僉知・韓判事返札+別幅
對馬州太守平義真	禮曹參議大人	天和元年辛酉11月	下僉知・韓判事返札+別幅
禮曹參議李綸	對馬州太守平公	癸亥年9月	訊官朴同知・韓僉知吊德松君薨御+別幅+問慰別幅
對馬州太守平義真	禮曹參議大人	天和4年甲子2月	訊官朴同知・韓僉知帰国回翰+同時問慰回敬
禮曹參議安如石	對馬州太守平公	己巳年7月	訊官朴僉知・鄭判事來賀太守帰州+別幅
對馬州太守平義真	禮曹參議大人	元禄2年己巳12月	訊官朴僉知・鄭判事帰国回書+別幅
東萊府使朴紳	對馬州对州平公	己巳年10月	別書朴僉知・鄭判事持來
對馬州太守平義真	東萊府使令公	元禄2年己巳12月	東萊府使別書回答+別幅
禮曹參議姜統	對馬州太守平公	癸酉年10月	元禄六年癸酉冬十月朝廷遣象官安同知・朴僉知・金正賀義真退休、義倫承襲往復書+
對馬州太守平義倫	對馬州太守平公	癸酉年10月	別幅
禮曹參議李倫	對馬州太守平公	癸酉年10月	賀退休書+別幅
對馬州刑部大輔平義真	禮曹參議大人	元禄7年甲戌正月	+別幅
對馬州太守平義倫	禮曹參議大人	元禄7年甲戌正月	+別幅
禮曹參議大人	禮曹參議大人	元禄7年甲戌正月	+別幅

は、以酌庵僧は朝鮮礼曹から直接に書簡を送られ、返書を送る、そういう関係にあった。それは、朝鮮礼曹と対馬藩主とのあいだでのみ書簡が交わされる輪番制導入後とは好対照をなす。

朝鮮礼曹と直接に書簡のやりとりをするような以酌庵僧が宴席を準備したとすれば、それは文字通り以酌庵側が主体的に行うだけの実力を備えて準備されたものだったはずである。一方、前章で見てきた以酌庵宴席は、一見すると以酌庵僧主催の宴席のように見えながら実はそうではない。藩主の臨席こそないが、宴席日程の事前調整から寿牌の準備ほか万端、対馬藩側が差配して行われた宴席である。この差は、輪番制導入によってもたらされたものでしかあり得ないから、こうした宴席の開始は、【表1】整理番号でいえば5以後でないとあり得ない。以酌庵宴席の始まりは輪番制の開始後だと推測して良いのではあるまいか。

ところで以酌庵宴席は他の宴席と異なった特異な位置にあることを宴席の様子から見直すこととしよう。たとえば寛文四年(一六六四)一月二三日、訳官使の宿所へ一日に以酌庵で振舞を行う旨が以酌庵側から伝えられる。以酌庵での宴の設営や宴挙行時の護衛などに対馬藩士は関わるが、藩主は一日の以酌庵宴席に関わらない。

この一五日、以酌庵の本間仏壇には「朝鮮国王之寿牌」が備え置かれ、訳官両使は寿牌の前まで進んで拝礼をする。その後、上官は縁側の敷物の上から、次官か小童までは縁側の敷物の外側か

ら、それぞれ順に寿牌へ向かって拝礼をする。それらが終わると以酌庵主催による接待の宴となる。

さて、以酌庵宴席の催しとしての中心は、接待そのものにあるのではなく、このとき以酌庵に据え置かれた「朝鮮国王之寿牌」に対して訳官使たちが拝礼をすること(あるいは「させること」)、それを以酌庵僧が見守るという点にあった。「朝鮮国王之寿牌」について、その後の訳官使接待にかかわる記録から関連する記述を拾ってみよう。

宝永元年(一七〇四)の場合、以酌庵宴席の会場設営に関わって次のように記す「国編一五〇五」。

#### 【史料5】

一 仏壇者、本尊を除、朝鮮国王殿下萬々歳之寿牌を中に置、前に菓子を備、但、蜜柑・焼まんちう、銀みかきの三方二土器に盛ル、其外色々花を生、両脇二灯明二つ、燭台に銀みかき蠟燭立之、襖ハ中斗左右開之、赤地金襴之戸帳を巻置、左右之柱を金襴にて巻おけり(以下略)

この史料からは、寛文四年の史料にいう「朝鮮国王之寿牌」が「朝鮮国王殿下萬々歳之寿牌」であることが分かるが、対馬府中に所在する建物に、いかに臨時とはいえ「朝鮮国王殿下萬々歳」と大書した牌を置くことには、どのような意図があったのだろうか。

## 【史料6】

一〔享保三年〕十月十三日

以酌庵宴席之儀、①此度之御凶変ニ候得共、以酌庵之儀ハ朝鮮國王殿下之寿牌を建置候得者、②我国ニ抱候訳ニ而、宝永五子年訳官崔同知・韓僉正渡海之節、③公儀御凶変御斎之内ニ而御座候得共、④右之訳を以訳官方より相頼候ニ付、小勢ニ而楽器・鳴物無之罷出候付、此度も右之例を以、楽器・鳴物無之ニ以酌庵へ為肅拜罷越候次第、〔国編一五一八〕

右史料①にいう「此度御凶変」とは、対馬藩第五代藩主宗義方が享保三年（一七一八）九月五日、訳官使滞在中に死去したことを指す。③にいう「公儀御凶変御斎」が具体的には分からないが（徳川綱吉が没するのは宝永六年）、いずれにせよ「公儀御凶変」に際して「右の訳をもって」（④）つまり「以酌庵宴席は、朝鮮國王殿下之寿牌に拝礼をするという」わが国に関わる行事だからとして」（②）行った先例がある。だから、今回、対馬藩主が没するという「凶変」の最中ではあるけれども、その先例に準じて以酌庵宴席を實行したというのである。したがって、この以酌庵宴席は、対馬藩による訳官使接待という枠を超えた意味をもつものと言つて良いのではないか。それは、直接的には訳官使たちが朝鮮國王の寿牌に拝礼をする空間であるが、それは対馬藩が介入できない空間であり、対馬藩の代わりに以酌庵僧が主催する空間

訳官使考（池内）

である。以酌庵僧が幕府の意向を背負つて対馬に派遣されたとする見解には賛成できない〔池内敏二〇〇八、一二、一三〕が、この以酌庵宴席の場における以酌庵僧は、幕府の側に立つ者として振る舞うべく位置づけられたものではなかつたか。

こうして輪番制下に始まつた以酌庵宴席は、實質的には対馬藩側が主催する宴席でありながら、招かれた訳官使の側からすれば、一連の訳官使接待の儀礼行為のなかに対馬藩「外」存在の関与を示す意図があつたのではないか。「朝鮮國王萬々歳」と朱書された寿牌に四拝する使者たちに向かい、北側から南面して応対する対馬藩「外」の存在とは、端的にいえば公儀のことである。以酌庵僧は、以酌庵宴席に際して公儀として振る舞うことを期待されたのである。

#### （4）幕府への報告について

訳官使の対馬府中到着から帰国に至るまで、対馬藩国元から江戸幕府老中に宛てて書状が提出された。まず、茶礼（初登城）が終わると、その旨を伝えるために書状が送られた。また、訳官使が帰国のために乗船すると、概ね釜山に到着した頃合いに書状が送られた。それらの内容は儀礼的なものではあつたが、添付書類として実務に関わるものが送られることも少なくなかつた。延宝三年（一六七五）の場合、茶礼後に發送された書状には、訳官の

作成したり話した内容を書き取った二つの文書「朝鮮国之風俗書」「彼者共申聞候趣」を添付したという。また、帰国に際しての届書は以下のごとくであった【国編一四九〇】。

【史料7】

○訳官帰帆二付御案内御連状案

一筆致啓上候、旧冬御案内申上候訳官両使、当月朔日朝鮮国内釜山浦江着船仕候、彼国弥静謐之由申越候、将又持渡候従礼曹参議之書簡差上候、御席之刻可然御執成奉頼候、恐惶謹言、

正月五日 (追筆) 「内山郷左衛門年頭之御使者江戸表江被差越二付、御渡被成也」

稲葉美濃守様

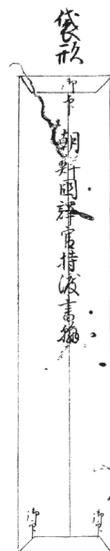
久世大和守様

土屋但馬守様

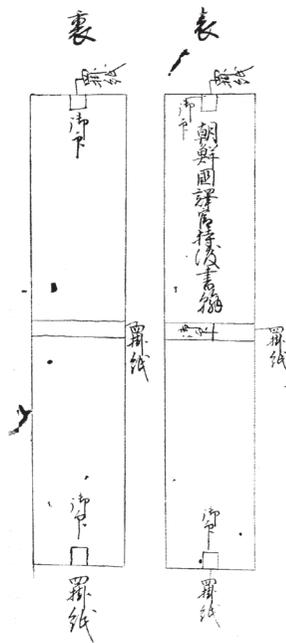
阿部播磨守様

さて、右史料によれば、訳官使が持参した朝鮮礼曹参議の書簡原本を添付して老中の手元へ送るといふことであつた。その書簡を収める紙袋を大高紙で作成し、朝鮮から持ち来たつたときに収めてあつた木箱に収めた上で、木箱に「朝鮮訳官持渡書翰」と大高紙に上書きしたものを押紙にし、さらに掛紙をした【図5】。

このとき老中のもとに送られた朝鮮書翰は、恐らく老中のあい



○御書翰箱之形



【図5】幕府提出の訳官使持来書封入紙袋ほか

だで回覧された後に対馬藩江戸藩邸へ下げ渡されたらう。書翰原本はいまも国史編纂委員会に現存するからである【国編・書契一四九七】。このときの訳官使渡海の名目は「義真帰州の賀」であつたから、幕政には直接何の関係もない。しかしながら、そうした類の文書であれ、とにかく訳官使に関わる朝鮮外交文書原本が幕閣の手元で回覧され、ふたたび対馬藩の手元で保管される外交文書の循環構造がここに出来上がっていると見て良い。

## おわりに

訳官使接待における五つの重要儀礼のうち、以酌庵僧が重要な役回りを与えられたのが (b) 萬松院宴席、(d) 以酌庵宴席の二つであり、残る三つの儀礼に関しては、核心部分で排除された (c) 中宴席、(e) 出宴席、やや軽んじられた扱い (a) 茶礼) であった。重要な役回りを与えられた二つの儀礼は訳官使が始まった当初から行われていたものではなく、いずれも柳川一件を経て朝鮮外交が刷新されて以後に新たに追加された儀礼であった。その新儀礼は、対馬藩側が一切の準備・進行を担いながらも、以酌庵僧に特別な役割を付与することで意味が全うされるような性質の儀礼であった。「特別な役割」とは、萬松院本堂の公儀位牌前で藩主と向き合いながら訳官両使に対応したり (b) 萬松院宴席)、対馬藩「外」の存在 (公儀) として振る舞う (d) 以酌庵宴席)、ということである。対馬藩にとっての以酌庵僧は、朝鮮外交文書を真文 (漢文) に直すだけの存在ではなかった。対馬府中という場で対馬藩「外」に由来する公的存在として対馬藩の主権する公式行事に参与し、もって朝鮮国に対する対馬藩の外交行為に権威を付与する存在であった。そのような意味で以酌庵僧は対馬藩にとって不可欠の存在だった。

そのような理解を踏まえて訳官使の性格を概括的に評価すれば、それは「私的な」使節ではなく、江戸幕府の朝鮮外

訳官使考(池内)

交機構としての対馬藩が招請し接待した「公的な」外交使節なのである。使節は対馬府中止まりであったが、もたらされた朝鮮外交文書や異国情報は時をおかずに幕閣のもとへ送られた。だからこそ、幕府は対馬藩に対して財政援助を惜しまなかったのである。

## 注

(1) 「洪性徳」所収の「朝鮮後期間慰行一覽表」は五四回の使節派遣を掲げ、「大場生与」所収の「近世訳官使一覽表」は五八回の使節を掲げる。本稿【表1】も整理番号は1〜58となっているが、26と42は訳官使が対馬府中に到着しておらず儀礼も挙行されていないので、数に入れない。また、58は計画のみで実施前に明治維新を迎えたので、これも数に入れない。したがって、本稿では江戸時代の訳官使を五五回と数える。なお、大場は本稿【表1】の整理番号1に先行する慶長一年(一六〇六)の使者を「最初の訳官使」と見なすが、従えない。この点は本文中で述べる。

(2) 整理された一八項目は以下の通り。1 迎送之裁判二属候事、2 渡海二付役々被仰付候事、3 同断二付往還役々御閑所江被差下候事、4 訳官府着之式、5 客館江御使者并問安使之式、6 御屋鋪江両訳より問安之式、7 茶礼之式、8 年寄中客館江罷出候式、9 萬松院宴席之式、10 中宴席之式、11 以酌庵宴席之式、12 出宴席之式、13 宴席下行之式、14 以酌和尚客館江御出之式、15 訳官渡海以後難廻且逗留中被成下物定式、但御隠居様より両使江御杉重・御酒被成下候之式、附タリ、別下程被成下之事、16 御返翰御渡被成候式、附タリ、定式被成下御返物被成下之事、17 訳使乗船之式、18 集。

- (3) 大場も「初献・二献雑煮・三献鰯・御膳の後(中略)藩主は御書院へ行き、以酌庵和尚と受け取った書翰の検討をする。」と指摘する「大場生与、二八頁」。
- (4) 訳官使の使行目的が將軍・大御所死去等の弔問の際には、本堂での拝礼に先立って、臨時に設置された仮拝殿で拝礼を行い、続いて宗家歴代への拝礼となる。
- (5) 能興行や料理・御茶振舞に藩主が同席することはないが、能については藩主は別の場所から観覧する。
- (6) この点に関わって大場は、「一八世紀後半訳官使の回数が半減しているのは、主に経済的理由によるものであるが、宗氏の参勤帰国の度毎に徳川幕府の動向を探らなければならないほど、日朝間が緊張した状態ではなくなっていたことも一因である」(「大場生与、三五頁」と指摘する。
- (7) これは、一九九〇年代における近世日朝関係史研究の影響を強く受けた結果だろう。当時の近世後期対馬藩研究は、朝鮮貿易の低迷に由来する財政窮乏と、それを補うため幕府に対して援助要求を繰り返す点に関心が集まっていた。大場も再三引用する荒野泰典、鶴田啓、木村直也らの仕事がそうした研究動向を代表する。
- (8) 萬松院境内に東照宮(史料にいう権現堂)が勧請されたのは正保二年(一六四五)のことである。おそらくそれより前の時期に「権現堂で拝礼する」ということは、あり得ない。一方、【表1】作成の根拠史料のひとつ『訳官渡数并人数船数記録』(「国編一四八三」)が収録する訳官使は、寛永六年(一六二九)から宝永元年(一七〇四)までだから、一八世紀初めにまとめられた史料である。その史料中では既に寛永六年から正保三年に至る訳官記録が既に存在しないことが記される。記録が残っているのは慶安四年(一六五一)分から以後に限られる。
- (9) このとき訳官使一行が対馬府中に到着したのは、承応元年(二月二十八日)のことであり、諸儀礼は年明け(承応二年)になって執り行われた【表1】。

## 参考文献

- 尹裕淑「朝鮮後期間慰行に関する再考―六三五年使行および幕府の財政援助を中心に―」『韓日関係史研究』五〇(ソウル)、二〇一五年
- 李尚奎「仁祖代前半間慰行研究」『韓日関係史研究』三五(ソウル)、二〇一〇年
- 洪性徳「朝鮮後期「間慰行」について」『韓国学報』五九(ソウル)、一九九〇年
- 池内敏「以酌庵輪番制考」『歴史の理論と教育』一二九・一三〇合併号、二〇〇八年
- 同「以酌庵輪番制と東向寺輪番制」『九州史学』一六三、二〇一二年
- 同「以酌庵輪番制廃止論議」『名古屋大学文学部研究論集』史学五八、二〇一三年
- 大場生与「近世日朝関係における訳官使」修士論文(慶應義塾大学)、一九九四年
- 田代和生「渡海訳官使の密貿易」『朝鮮学報』一五〇、一九九四年
- キーワード・訳官使、以酌庵輪番制、対馬

**Abstract**

A Study on “Yakkan-shi” (Korean envoy) from the Perspective of  
“Itei-an Rinban-sei” (the Rotation System of Monks from Kyoto)

IKEUCHI Satoshi

There is the rotation system by monks who were sent from Kyoto to Itei-an-temple at Tsushima named “Itei-an Rinban-sei”. Through evaluating the actual conditions of the job, we can evaluate the system, I think. “Yakkan-shi” (Korean envoy composed of interpreters as a leader) has been rated as private envoys from Korea. But I think it was an Official envoy. In this study, I analyzed the role of monks, belonging to Itei-an-temple, during the reception for envoys named “Yakkan-shi”.

“Yakkan-shi” began in the 1660s, was sent 55 times during Edo-era, and ended in 1860. In each time, there were five rituals in Tsushima. I can divide the five into two groups. The former group is Welcome banquet, Main banquet, farewell banquet, the latter is Banquet at Bansho-in-temple, and Banquet at Itei-an-temple. The monks deeply involved in the latter one, and not in another. In the case of deeply involved, I think they took part in the ceremony at the position of the Shogunate of attorney. In that sense, I think “Yakkan-shi” was an Official envoy.

Keywords: “Yakkan-shi”(Korean envoy), “Itei-an Rinban-sei”(the rotation system of monks), Tsushima